

公益財団法人佐々田ゴルフ財団
2025年特待生募集要項

1. 目的

世界に通用する競技ゴルフ選手を養成するため、特待生を選出し、中学生以下のジュニア競技ゴルフ選手へ助成金を支給します。

2. 特待生の種類と募集人数

小学生の部と中学生の部を設け、それぞれの対象学年と募集人数は以下の通りです。

(1) 小学生の部：小学校4年生～6年生 20名前後

(2) 中学生の部：中学校1年生～2年生 20名前後

注：上記学年は2025年4月時点のものとしします。

3. 応募者資格

次の各号のすべてに該当する者が応募資格を有しています。

- (1) ゴルフというスポーツに真剣に取り組み、上達を志す者
- (2) 生活態度がまじめで、学習意欲がある者
- (3) 保護者の同意を得て、誓約書を提出できる者 ※1
- (4) 日本国籍を有していて日本国内に定住している者※2
- (5) 学校長からの推薦状を提出できる者 ※3
- (6) 別表1に記載された大会において、指定された成績を収めた者
- (7) 本人および生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではなく、かつ、将来にわたって該当しないことを確約することができる者

※1 保護者とは、父母兄弟、または伯(叔)父、伯(叔)母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人、とします。

※2 日本国内に定住している者とは、年間183日以上、日本に生活の本拠がある者とします。

※3 学校長とは在学の学校長又は学部長としますが、やむを得ない理由により、学校長からの推薦状を提出できない者は、別の者からの推薦状を認めることがあります。事前にご相談ください。

4. 助成金給付額

助成金の給付は、A ゴルフ大会参加費用と B ゴルフ上達関連費用の 2 種類あり、給付額は、それぞれ以下の通りです。

(1) A ゴルフ大会参加費用

① 給付額

3 か月の合計額が 300,000 円以内

② 対象費用

別表 2 の申請区分「A ゴルフ大会参加費用」に対象として記載されているもの

③ 要件

- ・結果が公表される大会に個人として参加するもの
- ・大会（競技を含む）とは、第三者が公募により参加者を募り開催しているもの
- ・以下のものは含まないものとする
コンペ・月例会・クラブ対抗戦・団体戦の大会・ショートコースで行われる大会・チーム内の試合・18 ホール未満で行われる大会

(2) B ゴルフ上達関連費用

① 給付額

3 か月の合計額が 300,000 円以内

② 対象費用

別表 2 の申請区分「B ゴルフ上達関連費用」に対象として記載されているもの

5. 助成金の給付対象期間

助成金給付の対象期間は、2026年1月から2026年3月末までとします。以降、年4回の定期的な財団審査を経て、最長で中学3年生の卒業月まで給付期間を延長します。

6. 申込期間

2025年9月1日～2025年10月15日（当日消印有効）

7. 応募方法と申込書類

【応募方法】

所定の書式を本財団ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の申込書類を、郵送にて本財団事務局に提出してください。

申請書は必ずボールペンを使用し手書きで記載してください。（「消せ

るボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。) なお、鉛筆での記載は認められません。

所定の申込書類に加え、さらに詳しい情報の提出等をお願いすることがあります。

申込書類は、返却いたしませんので、必要なものは複写するなどして、控えをご準備ください。

【申込書類】

(1) 一次選考書類

- ① 特待生願書 (様式1)
- ② スイング動画 (別紙)
- ③ 指定課題 (自由記述)

次のテーマについて、自由に記述してください (500~800字)。

テーマ：世界に通用する選手になるために取り組んでいる事

- ④ 過去2年間のゴルフ活動実績 (戦績等) 裏付け資料
- ⑤ 前学年の通知表・通信簿・成績表 (以下、通知表という) の写し
- ⑥ その他財団が指定する書類

(2) 二次選考書類

一次選考を通過した方に、次の書類を提出していただきます。

- ① 3ヶ月以内に発行された住民票 (本人と保護者の記載があるもので、マイナンバーの記載がないもの)
- ② 3ヶ月以内に発行された戸籍個人事項証明書 (本人のみ)
- ③ 在学証明書または学生証の写し
- ④ 学校長からの推薦状 (様式2)

8. 選考

(1) 一次選考 (書類選考)

選考委員会にて選考基準に基づき書類選考し、2025年11月末日までに、応募者全員に合否を通知します。

(2) 二次選考 (面談および書類選考)

一次選考の結果、合格した者は、本財団が指定する日に面談を実施致します。また、二次選考書類は2025年12月5日 (当日消印有効) までに郵送にて本財団事務局まで提出してください。

面談につきましては、基本的に Web 会議システムを用いて実施する予定ですが、事情により実際に面接会場へお越しいただく可能性もございます。面談に際して必要な交通費は、事前に所定の手続きを経て、本財団が承認した本人および保護者1名分の公共交通機関を用いた交通費を本財団が負担し

ます。交通費は合理的な経路に基づいた、実費相当額とし、グリーン車やグリーンクラス等の特別車両料金、航空機のビジネスクラス等の特別料金やタクシー代は認められません。

9. 特待生の決定

二次選考の採否は、2025年12月末日までに本人へ書面にて通知します。合格した者は、下記10.の誓約書を本財団に提出してください。

※なお、合否に係わるお問い合わせにつきましては、いかなる場合であっても回答致しかねますので予めご了承ください。

10. 誓約書の提出

特待生として採用された場合には、特待生と保護者の連名で、誓約書（様式3）を提出して頂きます。

11. 助成金の申請方法

毎年1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月の各期間内に使用した「Aゴルフ大会参加費用」および「Bゴルフ上達関連費用」を、本財団が指定する「助成金申請書 兼 生活状況報告書（様式4）」に必要書類を添付して申請してください。

「助成金申請書 兼 生活状況報告書」は、各期間が終了した翌月の10日（当日消印有効）までに郵送してください。

尚、期日を過ぎた申請に該当する助成金は給付しません。

12. 助成金の給付方法

助成金は、特待生から提出された「助成金申請書 兼 生活状況報告書」を財団が精査の上、適切と認めた実費につき、助成金として支給します。

助成金は、「助成金申請書 兼 生活状況報告書」を受領した月の翌月末に、特待生名義の金融機関口座（外国銀行は不可）へ振り込みます。

13. 特待生の定期提出書類の提出義務

特待生は以下の書類を定められた時期に、必ず、提出してください。助成金の請求が無い場合にも提出が必要です。提出された領収書や請求書は返却いたしません。

(1) 四半期ごと

(助成金対象期間終了後、翌月10日（当日消印有効）まで)

・「助成金申請書 兼 生活状況報告書」

- ・「助成金使途明細書（様式4②）」
 - ・領収書や請求書の原本（A4用紙に添付）
- (2) 毎年4月10日（当日消印有効）まで
- ・「継続申請書（様式5）」
 - ・在学学校の前学年の通知表の写し
 - ・別表3の大会成績を明らかにする裏付け資料
（最も成績が良かったものを1つ）

14. 助成金の打切り

次の各号の一に該当すると認められる場合は、助成金の給付を打切ることがあります。

助成金の打切りを決定した事案について、特に悪質と認められる場合には、支給した助成金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 退学または出席停止処分(学校教育法第35条、第49条)を受けたとき
- (2) 小学生については、原級留置や転校勧告の措置を受けたとき
- (3) 中学生については、原級留置や転校勧告の措置を受けたとき、又は、通知表における各科目の評定が5段階評価換算で、二学年連続、同一科目の平均評価（又は年度末評価）で2以下となったとき
- (4) 別表3に記載された大会において、2年連続、指定する成績に満たないとき
- (5) 特待生として相応しくない行為が認められたとき
- (6) 本財団に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (7) 期限までに、本財団が指定した書類を提出しないとき
- (8) 助成金の給付を受けることを辞退したとき
- (9) その他助成金を要しない理由が生じたとき
- (10) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

※上記(8)または(9)により、助成金の支給を辞退するときは、「届出書（様式6）」を速やかに提出してください。

15. 助成金の休止

体調不良や家庭の事情等により、一時的にゴルフの活動を行えない場合には、助成金の支給を休止します。速やかに「届出書」を提出してください。

休止事由が改善した場合には、助成金の支給を再開します。

16. 助成金の返還および利息

助成金は、本財団が助成金の給付を打切り、かつ返還を求めた場合を除き、返

還の必要はありません。また、返還を求めた場合、利息は発生しません。

17. 留意事項

- ①本財団が大会等への参加やレッスン受講等を強制することはありません。
- ②他の団体から助成を受けている場合も、本財団の特待生募集にご応募いただけます。
- ③中学卒業までの助成金給付を確約するものではありません。特待生から受領する「助成金申請書 兼 生活状況報告書」等をもとに、助成金給付の可否を財団が判断します。
- ④本財団が技術の育成指導を直接行うわけではありません。給付により参加する練習や大会等の選択は本人およびご家族が行うものであり、これらを通じて怪我等をされても、財団が責任を負うものではありません。
- ⑤本財団関連の印刷物・ホームページで、特待生の大会成績や氏名等を公表します。
- ⑥願書等に記載されている個人情報、本財団の特待生選考及び助成金給付事務以外に使われることはありません。
- ⑦応募時においては日本に定住していることを求めますが、特待生となった後、ゴルフの活動拠点を海外に移すための留学などの事由により、日本を離れる場合には、理事会の承認により、助成金の給付を継続します。事前にご相談ください。

18. 資料送付先およびお問い合わせ先

〒180-0004

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 31 番 11 号

K S ビル 603 号室

公益財団法人佐々田ゴルフ財団 事務局

電話： 0422-27-5187 (平日 10 時～17 時)

Mail： info@sasadagolf.or.jp

以 上